

參照

世界大戰時に於ける列國の採れる
戰傷者並遺家族保護對策の概要

社會局臨時軍事援護部

例言

本書は世界大戦中及戦後に於て列國の採れる戦傷者並遺家族保護對策の概要を各種の資料に依り昭和十二年十月應急的に取纏めたるものなり。

昭和十二年十二月

社會局臨時軍事援護部

目次

第一章 英吉利に於ける保護對策	一
一、陸海軍戰時恩給法	一
二、戰傷者健康恢復問題	四
三、職業再教育問題	五
四、就職問題	六
五、軍人及遺家族保護團體	九
第三章 佛蘭西に於ける保護對策	一一
一、現役兵家族手當制度	一一
二、軍人家族扶助に關する法律	一三
三、其他軍人家族の扶助に關する法令	一三
四、死亡賜金並服役中疾病、災害に基く除役者の手當制度	一三
五、戰傷者職業再教育	一四
六、戰傷者強制雇傭に關する法律案	一九

七、戦時に於ける都市経営事業の例「リヨンの対策」	三〇
八、婦人の後援事業	三一
第三章 獨逸に於ける保護對策	三四
一、下士官兵保護法	三四
二、戦役に召集せられたる軍人家族扶助法	三五
三、普國市町村及市町村組合戦時救護費國庫補助法	三六
四、軍人並遺家族扶助法	三七
五、戦傷病者扶助法	三七
六、戦傷者強制雇傭問題	三九
七、其他の諸對策	三九
第四章 伊太利に於ける戦傷者職業再教育	四〇
一、初期に於ける戦傷者保護對策	四〇
二、職業再教育學校	四一
第五章 白耳義に於ける戦傷者職業再教育	四二
一、白耳義下院議長の邸内に設置せられたる戦傷病者收容所	四二
二、國立戦傷者職業再教育學校	四四
第六章 加奈陀に於ける戦傷者職業再教育	四六
一、復興省、傷病者委員會	四六
二、職業再教育實施上の方針	四七
三、就職紹介	四七
第七章 亞米利加に於ける保護對策	四八
一、戦時保險法	四八
二、職業再教育法	四三
三、職業再教育の順序	四五
四、職業の選擇及個別的訓練	四六
五、職業紹介と同胞團體	四七
第八章 濠洲に於ける戦傷者職業再教育	四八
一、一九一七年オーストラリア兵復興法	四八
二、戦傷者と農場定着	四八
第九章 新西蘭に於ける戦傷者職業再教育	四九

一、退役兵情報省……………四九

二、各種學校の利用……………四九

第十章 南阿に於ける戦傷者職業再教育……………五〇

一、地方職業再教育局の設置……………五〇

二、ヨハネスブルグ救護協會の施設……………五〇

三、ロンドン南阿陸軍病院の施設……………五〇

世界大戦時に於ける列國の採れる 戦傷者並遺家族保護對策の概要

第一章 英國に於ける保護對策

一、陸海軍戦時恩給法

本法は一九一五年に公布せられ、其の後三回（一九一六年・一九一七年及一九二二年）に亘り改正を見た。本法は出征軍人の妻、戦死者の寡婦、孤兒並びに其の他の同居人、出征將士及び戦傷者の恩給手當金等に關し規定を爲す。

- (一) 戦傷者に對するもの
- (1) 大戦中傷病を受け醫學上よりみて服役困難なるため退役したるもの又は健康を著しく害したるもの。
- (2) 除隊若くは退役後不具瘡疾となれるもの、但し其原因が服役中にある事の證明せられたる場合に限る。

右に該當するものには廢疾年金、補助金若しくは賜金を給せらる。
 廢疾に因り生業不能となるものに對しては一週二十五志の恩給及一週二志六片の子女扶助料を給與す。

一肢一眼を失へる者に對しては其収入の如何に拘らず一週十志六片を下らざる終身恩給を給與す。

戰傷者にして多少自用を辨じ得るも其の収入額一週二十五志に達せざるときは、其の不足分を補助す。(この収入額は實際の獲得貸銀高に非ずして推定額なり)

戰傷者にして一部生業不能となりたる者には恩給の外其の子女に對し十六歳に達する迄一週二志六片を超過せざる扶助料を支給す。

(二) 寡婦其の他に對するもの

戰死せる兵の寡婦に對しては一週十志の扶助料を、年齢三十五歳迄は十二志、四十五歳迄は十五志に増額す。

寡婦再婚せる場合は二ヶ年間の扶助料に相當する一時賜金を給與す。

寡婦の子女を有する場合に於ては

長子	一週	五志
----	----	----

次子	同	三志
----	---	----

第三子以下	同	二志
-------	---	----

母を有せざる兒童	毎週	五志
----------	----	----

すべて兒童に對する手當は十六歳に達する迄繼續するものとす。

下士の寡婦及び孤兒は兵のそれに比し幾分多額の扶助料を支給せらる。

一九一七年一月生活必需品の騰貴せるに鑑み出征陸海軍人の子女に對する不在手當の支給額を増加した。

長子	一週	二志
----	----	----

次子及第三子	同	一志六片
--------	---	------

第四子以下	同	一志
-------	---	----

母を有せずして孤獨のもの	同	二志
--------------	---	----

(三)

以上の外兩親又は之に代るべきもの即ち祖父母その他の者にして戰前少くとも一ヶ年以上全然又は大部分出征軍人に扶養せられてゐたものは扶助料を受くる事が出来る。

(英國に於いては其の軍隊の性質上地方の事情を斟酌せず、又その扶助額を地方に於いて定めず、規定の額に従ひ富裕の家族に迄も給與しその救助は悉く政府の負擔となつてゐる。)

一、戦傷者の健康回復問題

戦傷者の健康及び労働能力回復に關しては陸海軍當局は兵の軍務に堪えざるものとして除役せらるゝ迄戦傷者治療上の取扱に對し責任を有す。

戦傷者の取扱

- (一) 退院後就職に適せしめんが爲或特別なる取扱を要するもの
患者にして健康回復の望ある場合は必要なる期間軍務より分離して治療を受けしめる。(例へば理學的治療を要する心臓病、關節炎等の場合)
- (二) 結核により戦病者となるもの
海軍にあつては特別の設備ある王立海軍病院へ收容し、除隊の日迄之を治療す、陸軍は之を陸軍病院又は民間團體により經營せらるゝ療養所に委託收容して加療をなす。
民間療養所入院中の費用は陸軍に於て之を支辨す。
- (三) 精神病に罹れるもの
精神症狀につき嚴密なる診断を行ひたる上之を精神病院へ收容す。
- (四) 四肢の喪失又は其他の原因により職業に復歸する爲外科的手術を要するもの

かゝる者が除隊する場合にはチエルシー病院(整形外科専門の病院)の醫師により其の健康回復に必要な手術を施す。

義手義足を要する戦傷者に對しては整形外科醫の診断を受けしめ其の結果に基き患者個人の要求及び其の従事せんと欲する職業等につき特別の考慮を拂ひ夫々必要な注意を與ふ。

三、職業再教育問題

一九一五年の陸海軍戦時恩給法に依り、産業的職業再教育を受け得る資格を次の如く定めた。

- 一、痲疾者となる以前の職業に不適當なる旨醫師により證明せられたるもの
 - 一、生産能力を減退せずには再就職爲し能はざるもの
- 職業教育種目は約三十種に上り九ヶ月乃至十二ヶ月間再教育所に於いて實習を受け、其の後個人の工場に於て一定期間更に訓練せられる。之が費用は全額政府の負擔とし、この期間戦傷者及び其の家族に對する手當金は之を繼續支給した。

政府は五十三の再教育所を設け、一九二三年六月末迄に七四、五二九名に對し職業の再教育を施した。

尙治療所の看護と療法上の一助として職業的再教育を必要とする者に對しては恢復期患者收容所に

於いて之を行つた。
再教育は兵士をして妻子と共に居住せしむるためになるべく兵士の在住する地方に於いて行ふ可
とする方針をとつた。且つ又陸海軍戦傷者のみを收容すべき特殊の訓練所の設立は之を避け、地方教
育當局監督の工業學校、工藝學校等に於いて訓練を受けしむることとした。

四、就職問題

英國にあつては佛、獨、伊、埃の諸國の如く戦傷者を強制的に會社、工場等に雇せしむる事なく
雇主の愛國心に訴へ自發的に雇せしめた。

之が補助策として政府は戦傷者の就職に關し次の諸方法を採用した。

(一) 職業紹介所の設置

全國に一、一〇〇の紹介所及び紹介所支部を設け大戦前の職業へ再就職すること能はざる戦傷者
が失業した場合には紹介所に於て特別登録簿へ記入し置き、地方委員會と協力の下に適切にして
而も安易なる職業の斡旋に盡力した。

(二) 國民的計畫の樹立 (National Scheme)

一九一九年九月労働省は法律的な強制なくして専ら雇主の自發的協力に訴へて戦傷者を雇す

る國民的計畫を樹立し、戦傷者をして永久的に産業へ参加せしめ且各種産業へ公平に分布せしめ
んと企圖した。

之が適用を受くる戦傷者は次の三項に該當するものである。

- (1) 戦傷者恩給を受くるもの(我が増加恩給に相當す)
- (2) 慰勞金を受くるもの(我が一時恩給に相當す)
- (3) 恩給大臣より償還的に戦傷者恩給を支給せられるもの

(三) 國民名簿 (King's National Roll)

國民計畫樹立と共に政府は國民名簿なる制度を採用し二十五人以上の被雇者を有する雇主は少
くとも全使用人員の五割は戦傷者を使用すべき旨を勸告し、之に應じたるものは名簿に掲げ置き
種々なる特權を附與した。

本計畫適用の結果一九二〇年九月より一九二二年八月迄は比較的良好なる成績を收め得たが、一
九二二年十月以降は成績頗る上らず、會社、商會の取消を行ふもの漸次増加し、本計畫による雇
主の自發的雇方法が明らかに失敗に歸した。

(四) 國民名簿評議員會及び國民名簿地方委員會

こゝに於いて労働大臣は戦傷者就職問題挽回策として英國下院の提案に基づき國民名簿評議員會を

新設した、一九三三年第一回國民名簿評議會開催の折、地方當局と相諮り、國民名簿地方委員會並びに副委員會の編成を見るに至つた。

國民名簿評議會及び國民名簿地方委員會は登録せられある失業戦傷者をその負傷の程度により次の三項に分類した。

- (1) 職業再教育を受ける事により類似の職業へ復歸し得るもの
 - (2) 従前の職業へは復歸し得ざるも安易なる職業には就職可能なるもの
 - (3) 重症の爲就職困難にして特別なる施設を爲しそれに收容を必要とするもの
- 尙全國的調査と相俟つて未就職戦傷者の就職紹介共他の保護に活動を開始した。之が方法としては三十一地方に於ける特別運動の企画、地方長官による訓令、未加入地方に對する参加の勧誘、小冊子の配布、雇傭主の戸別訪問、新聞電車等への廣告及集會開催等を爲した。これらにより各地方の熱誠を煽り一般市民の關心を惹起するに努めた結果、こゝに漸く其の曙光を見るに至つた。

(五) 始業資金の融通
勞働省保護局は獨力にて營業せしむるため、戦傷者に對し始業資金を貸與した。一九三三年三月末迄に融通せる資金總額は三百五十一萬磅に上り之を受領せるもの十二萬七千餘人に及んでゐる。

(六) 戦傷者收容所設立補助
重症者收容所の建設獎勵の爲之に對し補助金の交付を行つた。

五、軍人及遺家族保護團體

- (一) 愛國資金團
本團は個人の慈善的寄附金により設立せられ、戦傷者、戦死者の寡婦孤兒等の保護に當る。本團より支給せらるゝ下附金は恩給及び手當金の補助となる。
- (二) 軍人救護會
六ヶ所にローバート卿記念工場を有し戦傷者の再教育に當る。竹細工(籠)家具、玩具等の製作指導をなす。
- (三) メリー皇后保養院
切斷治療を受けたるものを收容し職業の再教育を行ふ。
- (四) 聖デユンスタン收容所
失明軍人を救養して各自の生計を營むに至らしむるを以て本施設の目的とす。

- (五) 陸海軍人保養院
精神障得を惹起せる兵士を收容し主として園藝、養魚、養蜂、家禽飼育等を指導す。
- (六) 軍人家族協會
家庭訪問により戦傷者の婦女子と絶へず密接なる關係を保ち家庭の改善に努力す。
- (七) 其の他の團體
其の他婦人團體の戦傷者治療及び看護、遺家族の慰籍保護、避難民の救護等に従事するもの多々あり。

第二章 佛蘭西に於ける保護對策

一、現役兵家族手當制度

- (一) 佛國兵役法は生活困難なる者に對する家族手當を規定す。
- (二) 現役兵又は召集兵の入營又は召集前其の扶養を受けたる家族にして其の入營又は召集により生活困難に陥りし者に手當を給與す。
- (三) 手當は家族の數により其の額を増減す。
- (四) 手續は
 - (1) 家族より市町村長に願書を提出す。
 - (2) 市町村長はそれに所定の書類を添付し知事に提出す、此の場合市町村參事會は秘密會を開き意見を發す。
 - (3) 知事は特別委員會を開き採否を決定す。
- (五) 現役下士の家族は其の家長の屬する部隊の軍醫の診療を受くることを得。
- (六) 右の場合醫藥等は低廉に軍部より支給せらる、但し入院せしめず。

二、軍人家族扶助に關する法律 (一九一四・八・五公布)

。新に召集せられ若くは再び召集せられたる陸海軍々人の家族にして其の家族に必要缺くべからざる支持者の責任を果す者は夫々の要求に應じ戦時中日々一法二十五サンチームを給與す。尙其の支持者の責任に屬する十六歳以下の子女に對しては一人毎に五十サンチームの割増金を給與す。

三、其他軍人家族の扶助に關する法令

(一) 軍人家族給與金及割増金に關する陸軍内務兩大臣回達 (一九一四年八月二十四日發布)
本回達は一九一四年八月五日の軍人家族扶助に關する法律の解釋を明確にし併せて、給與金交付の手續を規定したるものにして、例外として在佛の英、露、白、寒、諸國民の家族にして其の家計支持者が自國軍隊に從軍したる者及國籍の如何を問はず家計の支持者にして佛軍に從軍するを許されたる者の貧困なる家族にも適用す。

(二) 軍人家族給與金に關する布令 (一九一四年八月二日公布)
本令は總動員令の下されるとき既に從軍せる者の家族に係る給與金及割増金を請求せんとする場合に必要なる手續を示したるものにして、この外給與金請求の査定機關たる「カントン」調査委員の組織を規定したるものなり。

(三) 受恩給者取扱方に關する法律 (一九一五年四月十日公布)
本法は戦争の犠牲となつた人民の家族に對し、一九一四年八月五日の法律に依る戦時給與金の利益を享受せしむる事を目的とし、併せて恩給金との關係を規定したるものなり。

四、死亡賜金並服役中疾病、災害に基く除役者の手當制度

- (一) 一九一九年三月三十一日の法律及一九二七年六月二十二日の法律がある。
- (二) 階級、服役、停年又は災害、疾病の程度に依り相異なる各種の恩給を規定す。
- (三) 服役中結核に罹り兵役免除となつた者に對しては特に年額六、三八八法の恩給を與へ、尙業務に従事し得ざる者は更に七、〇〇〇法を増給す。
- (四) 又これ等結核患者を收容する療養所を設置し知事の許可に依り入所せしむ。但し收容したる者は恩給を與へず。
- (五) 更に不具廢疾の爲増加恩給を受くる者には施療證を給す。

五、戦傷者職業再教育

一四

(一) 沿革

- (1) 一九一四年十二月十六日リオン市長エリオール氏の主張により市立の戦傷者職業再教育學校を創設す、之が佛國に於ける同事業の濫觴である。
- (2) 政府も漸く此の事業の必要を認めパリ市郊外にあつた不具痲疾者授産所を政府の所有とし一九一五年五月國立戦傷者職業再教育學校を設立して三百名を收容し天下に範を示した。
- (3) 此の問題は間もなく全國民の注目の的となり種々の學校が種々の團體に依つて設立せられた。
- (4) 二年後には實に百校以上の戦傷者再教育學校の設立を見るに至つた。

(二) 諸機關

- (1) 中央機關として一九一六年四月、内務、陸軍、海軍、文部、商務、農務、勞務、大藏の各大臣により大臣委員會が組織された。
- (2) 地方機關として各縣に委員會を設く。
- (3) 一九一六年三月パリに國立戦傷者事務局を置き國內八十ヶ所以上の管轄地に支部を設く。
- (4) 戦傷者の健康及び經濟的獨立を圖る爲全國重要都市三十ヶ所に復興センターを設置した。これは自然療養所、補填病院、職業再教育學校等を以て組織された。

(三) 再教育の方法

- (1) 職業の再教育を始むる時期は「官能の恢復に續いて直ちになされねばならぬ」といふことに學者の意見が一致した。即ち負傷者が未だ懶惰、飲酒等の惡癖に感染しない中に始めねばならぬ。又負傷者の筋肉は多少の移動により却つて恢復を早め同時に精神的にも彼等に希望を抱しめるものである。
- (2) 政府も再教育は在院中に始むべき必要を認め、自然療養所（恢復期病院）及び補填病院（外科的病院で義手足等を裝填する病院）と聯絡を執るに至つた。
- (3) 而して佛國各軍隊駐屯區域には必ず職業再教育學校と聯絡ある一ヶ所若くは數ヶ所の自然療養所及び義肢供給所を置いた。
- (4) 一九一六年六月訓令を發し、負傷の爲官能上の治療を受けんとする者は一般病院より自然療養所に移し又義肢を要する者は補填病院に入れ、治療を受けつゝある間或は義肢出来上りを待ちつゝある間に再教育を始めることとした。

(四) 再教育の基礎調査

- (1) 戦傷者登録簿を作り次の事項を退院前に記入せしめた。

一五

(イ) 戦傷者の住所、(ロ) 保護者の有無、(ハ) 負傷の程度、(ニ) 従前の職業、(ホ) 再教育を受けたことの有無、(ヘ) 希望の職業

(2) 製造業者、労働監督官、職業紹介所等を調査し戦傷者に對する適業の有無を調査した。
(3) 右調査の結果産業傷病者の現に相当活動しつつあることを發見し、戦傷者も亦就業可能なることを確め得た。

(五) 職業再教育學校の諸制度

(1) 學校は主として内務大臣の監督下に置かれて居る。
(2) 國立のものは其の経費が國庫支辨であることは勿論であるが各公共團體のものは寄附金及び政府の補助金に依り經營される。

(3) 學校は大部分寄宿制度である。極めて小數の部分に通學制並に兩制度併用のものがある。

(4) 委託制度を採用する方法もあるが成績は舉らない。

(5) 多くの學校は兵士に授業料、寄宿料、被服料、洗濯代等を免除してゐる。従つて彼等の年金には何等影響がない。

(6) 通學生に對しては授業料免除の外に屢々諸種の費用が支給される。
(7) 學校では概ね手當を支給して居る。始め一日五十サンチーム乃至一法、後には四法乃至六法を給するに至る。

(8) 生産品を賣却し原價を差引き殘額を凡て生徒に分配する所もある。

(9) 或る所では毎二週ごとにその二分の一を分配し殘金は退學の時に下附する。

(10) サン・クロードのグイヤモンド製造學校では始め一日二法、六ヶ月後には四法、更に三ヶ月後は普通労働者賃銀の七十五%を、十二ヶ月後には普通労働者と同額を支給される。但しこの中より學校經費として一日五十七サンチームを差引かれる。

(11) 生産品の全收入を三分し二十五%を學校經營費に、二十五%を教職員費に、五十%を生徒に支給する所もある。

(12) 修得期間は六ヶ月乃至一ケ年が多い。

(13) 教師、職工長等は其の職業の専門家で生徒に敬慕せらるゝに足る人格者であることを要する。

(六) 戦傷者の就職問題

(1) 多くの學校は校内に職業紹介所を有つてゐる。その他のものは他の紹介所と聯絡をとり政府も亦斡旋に盡してゐる。

(2) 一九一五年労働大臣は各縣に職業紹介所の設置されることを求めた。

(3) 一九一六年二月陸軍大臣は訓令を以て省内に戦傷者職業紹介所を設け又各聯隊所在地にも此の

機關を設置した。

- (4) 戦傷者使用問題の爲次の二つの法律を制定した。
- 第一は「完全なる體質を必要とせざる政府の職務の或るものは戦争終結後五ヶ年間階級若くは服務期間の如何を問はず戦傷者の爲保存すべし」(一九一六年四月制定)又多數の家族を養育する者には先取權を與へて「各官廳及政府より特許權專賣權或は補助金を受けつゝある生産業者及商家、會社等は戦傷者に出来る職業を留保しそれを届出べく之に反するものは以上の特權を剝奪すべし」とした。
- 第二は勞働者傷害賠償保險率の増加の爲雇主が戦傷者の使用を拒否する傾向を防止した法制で、(一九一六年十一月制定)原因によつては一般雇主及保險會社から徴した税金で政府が賠償を爲す場合もあることを規定してゐる。
- (5) 農業教育終了者にしてこの事業に従事せんとするものに對しては、農務大臣監督下にある農園與信所から土地の供給資本の貸與を受けしむることが出来る。
- (6) 製造業者に戦傷者の雇傭を奨勵し、戦傷者に爲し得る職業を特に戦傷者の爲に保留せしめ、或は又彼等を使用する設備がなければ特にその設備を爲さしむることとした。

六、戦傷者強制雇傭に關する法律案(一九三三年六月三十一日院議決) 抜萃

- 第二條 フランス又ハ外國ニ國籍ヲ有スルト否トニ論ナク又男女ニ關係ナク十八歳以上ノ賃銀勞働者ヲ十名以上使用スル凡テノ産業的又ハ商業的ノ事業ハ第三條ニ定メタル比率ニ從ヒ戦傷者ヲ雇傭スヘキモノトス
- 十五名以上ノ賃銀勞働者ヲ使用スル農業又ハ林業的ノ事業モ同様ナル義務ヲ有ス
- 但シ使用人中五十%以上ノ婦人ヲ使用スル事業ニ於テハ雇傭セザル戦傷者ノ人員數ニ比例シテ年稅ヲ以テ之ニ代フルコトヲ得
- 第三條 強制雇傭比率ハ各事業ニ於ケル全使用人ノ十%ヲアル、見習又ハ無給被傭者ハ全使用人ノ數ヨリ除外セラレ療疾程度八十%以上ナル者ハ二名トシテ計算ス
- 三十名以上ノ有給勞働者ヲ使用スル事業ニ於テハ上記ノ比率ノ三分ノ一ハ療疾程度ノ甚シキ戦傷者ヲ含ムヘシ
- 恩給ヲ支給セラルル雇傭主ハ強制雇傭比率中ニ包含セラレ
- 第六條 規定數ノ戦傷者ヲ使用セザル雇傭主ハ四十八時間以内ニ凡テノ缺員ニ付テ書留郵便ニテ公共職業紹介所ニ報告スヘシ
- 第十條 第三條ニ定メラレタル規定數ノ戦傷者ヲ使用セス又第六條ニ掲ケタル陳述ヲモナササル雇傭主ハ戦傷者一名及勞働日一日ニ付六法ノ罰金ヲ課セラレヘシ
- 第十一條 第二條第二項ノ年稅及第十條ノ罰金ヨリ生スル收入ハ戦傷者ノ利益ヲ計ルヘキ公益資金ニ割當ツ

七、戦時に於ける都市経営事業の例「リヨン」市の對策

- (一) 市吏員の不足を充す爲、救済事業に當る吏員を篤志者中より募集しその不足分を有給吏員により補充した。
- (二) 市立戦傷者職業再教育學校を創設す、フランスに於ける斯種事業の濫觴である。
- (三) 陸軍衛生部より負傷者の看護を依頼され多數の市立病院を開設す、但し建物は從來よりある小學校、劇場、病院其の他諸種の建物を改造し設備等も流用又は寄附等により間に合はせ忽ち二十有餘の病院を開いた。
- (四) 資金の問題に最も困難を感じた。市金庫の外に事業金庫を設け之を市長管理とし何等法律に拘束せられず事業に對し自由に使用し得る事とした。
- (五) 私人の寄附金、陸軍衛生部よりの補助金を得て資金の運轉を容易ならしめた。
- (六) 市立被服部を創立し市立病院患者の被服其の他必需品を供給し、戦線に被服其の他煙管、便箋、煙草袋、玩具等を發送し又野戰病院、獨國內に收容せられたる佛兵の浮屠にも被服其他を供給した。
- (七) 敵軍に捕虜となつた者に物資を送り二ヶ年間に三十二萬九千六百五十二冊約二百二十四萬四千七百五十八法に達した。
- (八) 行衛不明軍人の搜索部創立
- (九) 軍人家族情報部を設け戦死者と其の家族との間の聯絡をとり善後策を講じ、慰問救済を事業とした。
- (十) 避難民搜索部を設け避難民の搜索救済に當つた。
- (十一) 共同作業場を設置し軍需品特に被服の調製に當つた
- (十二) 之に従事した婦人職工数は一九一四年八月には三、四三五人、同十月には一〇、七二〇人、一九一五年一月には六、七七八人、同七月には二、八六二人であつた。
- (十三) 自宅職業割當事業を開始した、即ち共同作業場に繼續して多數の女工を收容するのは經費が許さないので一九一五年四月作業場で一定期間職業の習練をした者に自宅で作業を爲さしめた。
- (十四) 尙一九一五年十一月二十四日アットルック所載の記事によれば日下本市には病院百三十六、病床約三萬あり、この中市立病院三十、残りの百六は赤十字其の他の團體經營である。
- (十五) 又再教育學校は二校あり第一校は腕の不具者、第二校は脚の不具者を各百名宛收容し近く第三校の開校を見る由

八、婦人の後援事業

(一) 醫療事業に活躍
 佛國婦人會は病床を一萬から三萬に増して之を三百餘の病院に配置し、豊富な資金と衛生材料を備へて補助機關としての職能を發揮した、又此の外自動車六十臺を野戰病院に供し病院船をも設備した。

(二) 看護婦志願者殺到
 赤十字社が病院を三百より八百に、病床二萬を七萬に増加し九十三の救護所及び戰傷者輸送機關としての六十八臺の自動車、七臺の馬車の活動は必然的に看護婦の需要を増しこの爲看護婦の免許を受けた者一萬五千、助手一萬一千に達した。

(三) 貧窮婦人の授産事業
 傷病兵看護に従事し得なかつた婦人はこの方面に活躍した、即ち千五百人以上を收容する團體六十六に達した。工場は

- (1) 食事を供する工場
- (2) 貨銀を供する工場
- (3) 失業者の工場

等あり製作品は出征軍人傷病兵等の必需品慰問品等が主であつた。

(四) 戦傷者に對する授産事業も行った。
 (五) 避難民の救濟事業も行ひ其の數十數萬人に上つた。
 (六) 看護婦の養成に努力した。
 (七) 其の他繻帶慰問品等を發送し、乳兒の哺育、孤兒の收容等總ゆる仕事に従事した。

第三章 獨逸に於ける保護對策

一、下士官兵保護法(一九〇六年五月二十二日制定、一九三三年七月二十二日改正)(戰時) (Manschaftsversorgungsgesetz)

該當者 下士官兵にして負傷の爲生産能力を喪失し又は其の割合以上を減少したる者
年 金 曹長 九百マルク

軍 曹 七百二十マルク

下士官 六百マルク

兵 卒 五百四十マルク

右は完全年金にして傷害の程度に應じて年金を支給せらるる年金の外更に毎月十五マルクの戦時増給、傷害の程度に依り毎月二十七マルク以上五十四マルク以下の傷害増給を支給し尙年收六百マルク以下にして年齢五十五歳以上又は永久無能力の證明あるものに對しては養老増給を支給す。

戦傷者が報酬ある職務に従事すとも年金を削減せらるゝことはない。

二、戦役に召集せられたる軍人家族扶助法(一八八八年三月二十八日制定、一九一四年八月十四日改正)

(戰時)

扶助の客體 入隊者の妻、十五歳以下の子女、尊族、兄弟姉妹、妻の尊族、十五歳以下の兩親なき孫、繼父母、繼兄弟姉妹、繼子並に妻の連子にして入隊者が扶養し又は入隊後扶養の必要生じたるもの、私生子にして入隊者が其の父として扶養の義務を有するもの。

右の者にして生活困難なる場合

扶 助 額 妻に對しては五、六、七、八、九、十月は毎月九マルク、其の他の月は毎月十二マルク

十五歳未満の子女は毎月各六マルク、以上半ヶ月分宛給與す。

扶助執行者 扶助の義務は一八七三年六月十三日の戦時供給に關する法律第十七條に依り組織せられたる供給組合之を負ふ。

三、普國市町村及市町村組合戦時救護費國庫補助法(一九一五年三月十七日公布)

(戰時)

本法は普國市町村及市町村組合の戦時救護費に對する國庫補助法の規定にして之に依れば國庫補助額は一億一千万マルクとし之が財源として國債證書若くは臨時大藏省證券を發行し得るものとす。

四、軍人並に遺家族扶助法(一九三〇年五月十二日公布)(戦後)

扶助の客體 陸海軍に所屬したるもの及其の遺族にして公務の爲健康上及經濟上被害を受けたるものに對し申請に依り之を行ふ。

扶助の内容

- (1) 治療費、保養費、家計費の給與
- (2) 職業教育其の他社會的保護
- (3) 年金、保護手當金及增加年金の給與
- (4) 官吏適任證の附與
- (5) 埋葬費及死後三ヶ月間賜金の給與
- (6) 遺族扶助料及增加年金の給與
- (7) 居住地手當金
- (8) 年金元本給與
- (9) 物價騰貴手當金の給與

五、戦傷病者扶助法

(一九三三年七月十五日)

戦争の原因により惹起されたる生命身體に被害を被りたるものにして國庫補助法に依り扶助を受け得ざるものに之を適用する。

六、戦傷者強制雇傭問題

(一) 法律公布前

- (1) 一九一五年三月九日普國土木大臣の訓令
鐵道事務に従事したる官吏、補助官吏、労働者は戦傷者として再び鐵道に歸還する時は成るべく以前の地位又は身體の狀況、能力に應じて使用し得べき他の地位に従事せしむべし、鐵道事務以外の職務に従事したる傷病兵と雖も戦時中臨時に之を採用することを得
- (2) 七十六の組合と二百二十五萬の労働者を擁する獨逸雇傭主組合聯合會は三月十九日の會議に於て其の加入組合は労働能力を恢復したる組合員たる戦傷者を其の事業に採用し且有益にして報酬多き仕事を之に與ふべく此の目的の爲にする施設に對しては聯合會は補助を與ふべきことを決議せり。

- (3) バイエルン工業組合長は檄を發して戦傷者に就職の機会を與ふるはバイエルン工業の名譽ある義務と認むべきものと言へり
- (4) 帝國自由労働者事務員組合は帝國政府並に聯邦各國政府に對し官廳又は公營事業に於ける輕易の業務を擇びて戦傷者を採用し且政府の請負事業に於ける輕易なる仕事にも戦傷者を採用せしむるの義務を負はしむべきことを請願せり。
- (5) 其の他此の方面に於ける各種の運動あり。

(二) 法律公布

- (1) 戦傷者強制雇傭に關する法律(一九二〇年四月十六日修正)
該當者 戦役に依る負傷又は事故に依る負傷或は兩者の爲五十%以上の生業能力を消失せるもの
比率 二%
- (2) 諸官省に於ける戦傷者雇傭に關する命令(一九二〇年五月十七日)
比率 二%

其の他 法文參照

- (3) 民間事業に於ける戦傷者雇傭に關する命令(一九二二年七月二十一日)
比率 五十名以下の使用人を有する雇傭主は二十名の労働者毎に一名、五十名を超過する場合は五十名又は五十名の端數二十名を超過する毎に一名

七、其他の諸對策

- (一) プロシヤ陸軍省は開戦當初「戦傷者に關する注意書」なるものを發し戦傷者たるものは確固たる意志と信念さへあるならば再び仕事を爲すことを學び得べく故に何人と雖も意氣を沮喪し將來の運命を悲觀すべからざることを強調した。
- (二) 開戦當初獨逸皇后陛下が獨逸乳兒保護同盟會に對し戦時の救護事業をなすに當りては幼少なる國兒(ランデスキンド)の保護を怠るべからずとの命令を下し之に基き「母親及乳兒保護委員會」なるものが組織せられ相當の活動をした。
- (三) 一九一八年十二月ベルリン市ウンテルデンリンドンに於て戦傷者の聯合團體は低額なる手當支給に反對する示威運動を行ひ陸軍省に到りて陳情した。
- (四) ニュールンベルヒ病院
傷病兵治療並に再教育施設にしてベット數九百、十二の附屬工場を有す本院は外部の市立學校等と連絡を執り相當特色ある職業再教育を施した。

- (五) 戦傷者を收容する農學校は十校に及びベルリン市のものは二百名を收容した。
- (六) クルツプの如き大會社は大戰前の使用者にて戦傷者と爲りたる者の爲に自ら病院を設備し、會社使用人以外の戦傷者をも收容し、退院後は各人の能力に應ずる仕事を準備し且之に適應する機械を製作した。
- (七) バーデン公國に於ける或る都市の整形術病院の如きは職業の種類に應じて養手足の構造を異らしめ平時用と職業用とに別ち後者は仕事の如何に依り其の組織の一部を取り換へ得る装置をなせり。
- (八) 婦人後援會の活動
ベルリン市内に二十三の救助委員會を設け
 - (1) 救助を求むる者に對する助言
 - (2) 新に發生する貧困者を救助すべき奨勵及施設
 - (3) 國民榮養問題に關する知識の普及及助言
- (九) 伯林市に於ては家主をして家賃の割引をなさしむると共に市より家賃補助金を給與することゝせり。市は之等の事務を執る爲市内十ヶ所に市立家賃仲裁所を設け之が豫備調査等は婦人會に委託したり。
- (十) ブランデンブルグの愛國婦人會は支部百四十、會員五萬を有し會費收入年十三萬マルクなり、開戦以來傷病兵病院の建築及設備に費したる金額は三十萬マルクに及び設備せる病床八百餘箇に達せり、又恢復期の傷病兵を收容する爲十四の復興院を設立し賄方洗濯等をなせり。
其の他看護婦の養成、慰問袋の作成等に努力せり。

第四章 伊太利に於ける戦傷者職業再教育

一、初期に於ける戦傷者保護対策

ミラン不具者收容所を始としてロンバルデーには戦傷者の整形外科的治療を目的とする州委員会組織せらる。此處には陸軍豫備病院なる收容所を有すると共に治療後再教育を希望する者には委員会自ら適職を決定し職業再教育を目的とする附屬の回復者ホームに收容し軍規の下に訓練を行つた。

二、職業再教育學校

一九一七年三月二十五日國立戦傷者救護局設置法案が成立した。救護局の職務範圍は醫務部より授けられる治療が不足なる時之を補足した再教育、就職、恩給の取扱に關する確實な救護を施設することになつた。併し再教育學校の管理に當るのは各州委員會で之は監督機關であつた救護局の役員は十九名(中四名は議員より選舉し、他は總理大臣の内奏に依り皇帝任命す)で其の經費は内務省より支出され内務大臣の指揮を受ける。陸軍病院に於て戦傷者は機能的再教育、マッサージ、機械療法等を受け假飛股を給せられて後一ヶ月の賜暇を得歸郷するのであるが病院より再教育に堪へ得る者と決定せられた者は近接の再教育學校へ出校を命ぜられる、強制的に在學するのは十五日間で此の間に正式の義肢を装着せられ且つ再教育の價値を極力強調せしめる。再教育を受諾した者は猶軍隊の一員として留り最大限度六ヶ月の再教育を受く、陸軍省は學校には彼等の生活費を支辨し家族へは現役兵としての手當を支給する、六ヶ月以上必要の場合には救護局が彼等の費用を支辨する。

入學が決定すれば醫務官、校長、産業兼勞働者監督官又は恩給局監督官より組織せられる委員會の審議を受ける、卒業の時も同様である。學校の收容人員は不足であつたがミラン收容所再教育學校などは大きく其の收容人員は五百名であつた。學校ではバスケット製造、皮革作業、象眼細工、裁縫、製靴、木彫、馬具、箒、刷毛製造、電信術、一般機械學等の課目を準備してゐた。伊太利に於ける此の種學校の特長としては無教育の農民出身者が多かつた。それ故普通學の課目を長期に亘り課した爲めに職業訓練は餘り進歩しなかつたけれども彼等に精神的陶冶と學問の基礎を授ける事が出来たのである。

救護局は學校卒業後の疾病再發者にはホームを設備して收容し、歸るべき家無く而も看護を要する者には個人の家庭へ世話を依頼し其の家族より提出された勘定書の支拂を爲す等の事を行つた。

第五章 白耳義に於ける戦傷者職業再教育

一、白耳義下院議長の邸内に設置せられたる戦傷病者收容所

白耳義下院議長イェム・シヨレル氏は大戦勃發と共に佛蘭西の海岸アーブルに近きサン・アドレスに難を避けて居たが本國より流れ来る白耳義戦傷者の爲に邸内に收容所を開設した。之が歐洲大戦時に於ける最初の收容所である。此處には看護、治療、職業再教育の各設備が編成され教育科目は木工、ブラシ製造、玩具製造、鉛工、木靴、桶、家具、鑄型、書籍、服装の製造、裁縫、製本等に及んだ。再教育には更に完全な治療部、學術部、技術部が置かれ實際方面のみならず理論的方面の教育も授けられた。陸軍省より差向けられた傷病兵は全部收容され各人一日に付二法五十サンチームの割で補助金が交付された。

二、国立戦傷者職業再教育學校 (National Belgian School for War Disabled)

これは一九一四年十一月設立が決定され政府は陸軍病院收容者に再教育を強制すべき布告をした。之として佛蘭西のセーヌ河畔ヴェルノン市に近きポルトヴィーレに大規模の復興病院と治療工場が設立された、国立再教育學校が之である。

監督の任に當るのは陸軍大佐で厳格な軍隊的秩序が維持せられた、部内には治療部(再教育に必要な基礎的施設を準備し、患者の性能に依り分類し又義肢を製作す)學術部(職業の理論的方面の教授)技術部(技術的訓練)に分たれてゐる。

學術部には更に専修科があつて事務員を志望し、教育経験が其の方面の傾向を有する者が教育された。

技術部では訓練された職業は四十種以上に亘つてゐる。

一職業修得に要する期間は別に決定せられてゐない、各工場の製産品に對しては政府から注文を取るのであるが之が各種のものを網羅しない時は民間會社よりも注文を取る事になつてゐる。

經營費用は全部政府が負擔するが經營には成る可く經濟的方法を用ひ各生徒は一日四十三サンチームの支給を受ける外に工場製産品賣上高の中より一日五十サンチーム乃至一法の貸銀を受ける其の他の製産品から生ずる利益は一般の維持費の補助に充當せられる。

自由職業を欲する者の爲めには佛蘭西のパリに家庭大學の設けがあり學生は佛蘭西の首都の大學に於て最高の學問を習得出来る。書籍、學業品は白耳義文部省より提供され又時々要する治療に關しては佛蘭西當局者との間に協定されてゐる。

第六章 加奈陀に於ける戦傷者職業再教育

一、復興省、傷病者委員会

復興省は戦傷者の職業再教育、結核病、精神病、慢性病の患者及び盲目者保護を委任せられた。傷病者委員会は傷病者の回復に關し各種の職權を有した外に病院内に於ける訓練の監督、治療的作業と共に後の再教育の聯絡に努めた。又委員が出征地の病院、病院船に出掛けて戦傷者を鼓舞激励すると同時に訓練の履修を奨励した。

病院に於ては職業顧問官、醫務官等が上官の指揮を受け戦傷者に面接して再教育の履修を勧告した。従て病院には工場が設備され普通教育施設があり、製圖、簿記、速記、タイプライティングが教授された、之は治療中の事であるが之のみで不十分である場合は公費で引續き再教育を受ける事となる、職業顧問官は前職、教育程度、心性、才能を記録し、就職口の確實な職業を選擇吟味してやり、醫務官は醫學的見地から不向きな職業を指摘してやつた。病院には職業顧問官、醫務官と共に其の地方の經濟状態に明るい人を委員とし特定の戦傷者をして前職に復せしむべきや否に付き審査し適職を決定してやる。

二、職業再教育實施上の方針

政府の方針は前職を繼續し得ない程度の不具者に對してのみ再教育を施すに在つた、併し乍ら再教育は病院入院中に限られ退院後引續き教育を希望する者には再教育費は要しないが手當、家族扶助料の支給を受けられない。

三、就職紹介

職業紹介に付ては訓練終了後數日間の中に當局者が責任を以て行つてやるのを常とした。

第七章 亞米利加に於ける保護對策

一、戰時保險法 (一九一七・一〇・六公布)

本保險法は應急策として制定されたもので戰爭を危險な職業と見做し政府は此の職業に従事する者の雇主であるから雇主としての責任や義務を履行すると云ふのであつた。

範圍

- (1) 現役兵の家族に對する手當
- (2) 戰傷者に對する賠償及戰死者家族に對する扶助
- (3) 戰傷及戰死に對する自發的保險

(一) 現役兵の家族手當は

- (1) 政府より之を支給される迄は各現役兵に對して給料中の幾部分を割當てる規定になつてゐる。
- (2) 其の後は給料の半額を超過しない範圍で嚴密に手當に相當する割當を受ける。

家族手當の最高月額

五〇弗

右にて不足の場合

配偶者(妻)ある場合

無子

一五弗

一子

二五弗

二子

三二弗

三子 以上は一子毎に

五弗増

配偶者無き場合

一子

五弗

二子

一二弗五〇仙

三子

二〇弗

四子

三〇弗

五子 以上は一子毎に

五弗増

以上の他

兩親

一〇弗

孫、兄弟姉妹各人

五弗

家族は第一部(妻、子)及第二部(父母、孫、兄弟姉妹)に分ち妻は別居手當を受くるもの及法律上の

妻を含み子は確實なる後見者を有する十八歳以下の私生子、庶子、養子を含む。

第一部の家族有るものは割當を強制されるが、第二部のものに對しては強制されず、但し政府より手當を支給される迄最低額五弗の割當を受けるのみである。

手當は利益を享受する者の要求に依りて支給せられ、割當及手當は職業再教育履修者に限り復業法によりて履修期間中引續き繼續される。

割當及手當によつても猶現役兵家族の生活が維持出来ない場合は民間團體よりの救護を妨げない。

將校は本法の適用を受けない。

(二) 戦傷及戦死に對する賠償は將校も士卒も同等なる標準に依り階級、給料の影響を受けない。又社會的地位前職にも關係なく、全部身體障害程度を標準とする一律的規則を以つて決定される。但し家族の數と共に依つて賠償額に差異を生ずる。

一ヶ月の支給額

戦死の場合

寡婦一人の場合

子一人を有する寡婦

二五弗

三五弗

子二人を有する寡婦

一子を増す毎に

寡婦無き場合

一子

二子

三子

一子を増す毎に

夫無き母

全身不能の場合

戦傷者一人の場合

夫婦二人の場合

夫婦及子一人の場合

夫婦及子二人の場合

夫婦及子三人以上の場合

妻無く子一人の場合

四七弗五〇仙

五弗

二〇弗

三〇弗

四〇弗

五弗

二〇弗

三〇弗

四五弗

五五弗

六五弗

七五弗

四〇弗

一子を増す毎に 一〇弗
夫無き母 一〇弗

一部不能のものは全部不能のものに對する割合に應じて賠償し、其の支給率は各個人の生業能力の損傷を標準とせず「癱疾者の一般的收得力の不能程度」を基礎にして決定する。而して癱疾程度の決定は法規の管理者の裁斷に俟つのである。

(三) 戦傷及戦死に對する自發的保險

加入者—服役中の者

特典—一、保險金受取人が近親者（兩親、祖父母、子、孫、妻、兄弟姉妹）の場合は無診査保險となる。

二、戦争終了後五ヶ年以内に無診査で終身保險、養老保險又は他の保險に變更することが出来る。

契約額—一千弗より一萬弗

經費—管理共の他の費用は合衆國政府の負擔である。

保險の種類—戦争の終結迄繼續する定期保險で一年間を標準とし、保險解約拂戻金を支拂はず。

保險料は一般のものより低廉である。

戦死又は全部不能の場合、一千弗の保險證書に對し受取人に毎月支拂ふ金額は

保險證書 一千弗— 五弗七五仙

同 五千弗— 二八弗七五仙

同 一萬弗— 五七弗五〇仙

保險料は兵士の給料より差引く、其の範圍は

一千弗に對し十五歳乃至十七歳の者の保險料は月額六十三仙で最低であり、四十九歳の者は一弗八仙で最高である。二十一歳乃至三十歳のもの、保險料は六十五仙乃至六十九仙である。

二、職業再教育法 (The Vocational Rehabilitative Act)

本法は「戦傷の爲退役後戦時保險法第三條に依りて賠償を受くる者に對する職業再教育施設」の規定である(第二條)

以下聯邦職業再教育局(以下教育局と略稱す)の定むる所を掲げやう(教育局は聯邦職業再教育法實施の結果設置されたものなり)

(一) 退役後報酬ある前職又は他の職業に就く事を得ず、或は此等の職業を満足に持續し得ざる者にして再教育に堪へ得る者には同局の施設規定する職業再教育の課目を授くべし。

(二) 教育局は本條に該當する者に對し同局の規定する適切なる職業課目を施設すべき職權と義務を有す、職業再教育を履修する者は履修期間中金額の如何を問はず最後に給せらるる月俸又は戦時保険法第三條に依りて給與せらるる金額に相當する賠償金を受くべし、又其の家族は被再教育者の履修期間中被再教育者が宛も現役にあるもの、如く戦時保険法第二條の條項に従ひ強制制當金及家族扶助料を受く。強制制當金及家族扶助料を計算支給する爲被再教育者の賠償金はこれを給料として取扱ふ。被再教育者が再教育履修上教育局の規則を遵守せざる場合には教育局は直ちに其の由を戦時保険局に通じ、戦時保険局は規則を遵守せざる期間中給料の一部或は全部を撤回することあるべし、但し強制制當金は此限りに在らず。職業教育は、患者の健康状態が教育に堪へ得ることを醫務當局によりて證明せられるまではこれを行はず。

(三) 戦時保険法第十八條に依りて給與せらるる陸海軍家族扶助料は本條に規定する家族扶助料にも適用せらる。戦時保険法第十九條に依りて給與せらるる。陸海軍賠償金は本條に規定する賠償金にも適用せらる。但し之に該當する者に對しては再教育履修期間中戦時保険法第三條によりて賠償金を支給することなし。

本條(三條)に依りて施設する再教育の課目は能ふ限り且つ教育局の定むる規定に依りて戦傷のため退役後、戦時保険法第三條によりて賠償を受くる者及び職業再教育法第二條に含まれざる者に對して

も履修費を徴集することなく賦與すべし。

第四、第五及第六條の要點

教育局は再教育に必要な人的、物的の準備を爲し、課目、規則を定めて必要な施設を講ずると共に勞働省を利用して履修者を就職せしめる。又戦傷者の再教育及就職に關しては必要な調査研究を爲すのである。

教育局は戦傷者の精神的障礙の復興に關しては醫學の許容する範圍内で訓練の順序、教師の準備等に就き考慮を爲し、又退役後の戦傷者の健康に關しては陸海軍省と聯絡して對策を講ずるのである。

第七條—教育局は無條件に提供される公私の寄附金、贈與金を受領することを得。寄附金、贈與金は再教育特別資金(註)として國庫に保管し再教育費として教育局に支給す。教育局は受領金及び其の支出に關して毎年議會に報告書を提出すべきものとす。

註—義捐金は特別な場合即ち履修者の始業資金又は特別な救護等にも充當される。

三、職業再教育の順序

恢復患者の作業は恢復が進むに従つて醫學的治療と適比例的に延長され治療完了の戦傷兵は病院より退院すると同時に軍籍より除かれるのであるが政府の職業訓練に應ずれば訓練中月六十五弗の訓練

手當を支給せられる。

妻と同棲してをれば月七十五弗、別居してをれば妻に對して月三十弗、二人以下の子供に十弗、三人以上は教育局より適宜増額して支給する。専門學校や職業學校へ入學する場合には授業料や書籍、實驗費其他を給與される。將校は勤務中に於ける最後の月と同額なる訓練手當を支給せられる外家族扶助料は給與されない。

教育局は全國十四ヶ所に支局(地方支局長之を管理す)を設置し、各支局には雇傭主、労働者代表及醫師の三名から成る評議會がある。其の意見の決定には華府の本部の決裁を仰ぐことになつてゐるが大抵許可されるのが普通である。

戦傷者は態々支局に出頭する必要はなく職業顧問官が戦傷者の家庭を訪問する。但し出頭が便宜の場合は経費を支出することになつてゐる。

四、職業の選擇及個別的訓練

戦傷者は醫務當局に依り其の負傷が最早勤務に堪えず且つ前職にも復歸し得ざる事を證せられたる場合初めて職業顧問官と懇談を爲すことを得。

職業顧問官は恢復期に向つた患者を收容する病院や中心地に配屬され、又地方の支局にも職員として直屬してゐる。任務は職員や醫師と協力して職業再教育に關して戦傷者の相談役を務めることである。

職業顧問官は主に軍人外の者から採用してゐるが服役した戦傷者を優先的に採用することもある。

戦傷者の希望する職業が決定し其の選擇に就き顧問官の認可を受けたならば再び醫學的検査を経て該職業が患者に危害を及ぼさざることを確め、初めて安全な新職業に就くのである。

被再教育者の職業訓練は戦傷の性質上個別的に與へられる。

再教育を履修した最初の百五十九名の職業数は六十三種で、最も多いのは農業と農業に關するもの、二十五名で、一般實務教育の十二名、商業の十九名、發動機技工の十一名等が多い方である。

戦傷者の教育施設としては最も優良な學校、其の他の施設が選ばれてゐる。

五、職業紹介と同胞團體

戦傷者の就職紹介は民間や州の施設に待つよりも政府自らの斡旋に依ることが組織的で一層効果的であるけれども、民間其他の施設を政府の紹介機關の補助として有効に利用することが出来る。しかし政府は戦傷者の爲に仕事そのものを準備提供することが出来ないで、同胞團體が仕事を提供しなければ好結果を得ることは出来ない。即ち各種事業團體の奉仕と輿論とは缺くべからざるものである。

第八章 濠洲に於ける戦傷者職業再教育

一、一九一七年オーストラリア兵復興法

一九一七年オーストラリア兵復興法に依つて復興大臣を委員長とする復興委員会が設けられ、回復事業の一般方策を計畫し其の實施を監督した。事業を執行するのは各州復興局で其の下に郡村復興委員会があつた。復興委員会は戦傷者が未だ歸國しない中に其の状況と要求とを調査記録する事であつた。規模大なる病院には治療工場が附屬し重傷者に最新の技術的訓練を與へた。

一、戦傷者と農場定着

戦傷者を農場に定着せしめる爲めに特別の注意が拂はれた即ち政府は戦傷者の爲に土地を準備し移住せしめる策をとつた。聯邦政府は移住者に對しては土地の改良、種子、苗木、農具其他の買入に必要な金額(普通英貨五百磅)を低利にて貸付け、地代を五ヶ年間免除した。又戦傷者の爲めに農業訓練場を施設し費用は聯邦政府と州政府で等分に負擔する契約が成立した。

第九章 新西蘭に於ける戦傷者職業再教育

一、退役兵情報省

政府は救護機關として退役兵情報省を設置した、之は全國主要都市に在る地方委員會の扶助の下に活動する、情報省には就職希望者のカードを準備し、一組は職業別、一組は住所別に分類してある。

職業再教育に對する特別な努力は拂はれなかつたが農務省との間に少數の歸還兵を採用して國立の農場で訓練を與ふべき協定が成立した。此所では搾乳、果樹及び農作物栽培、養鶏、養蜂、園藝を訓練した。

二、各種學校の利用

ウェリントンのリンカン大學では少數者に農業、牧畜に關する科學的教育を授けた。

前職へ復歸し得ない不能者に對しては全國内の各種工業學校で無料教育を施した、即ち建築、招牌術、大工指物術、鉛管製造、寶石加工、石管、羊毛等級分類、機械工具類の製作等の再教育が施された。政府は訓練を受ける者に對し一週一磅の訓練手當を恩給と無關係に支給し又標準的協約や最低賃銀制以下の給料で官途に就職する事を許可した。

第十章 南阿に於ける戦傷者職業再教育

一、地方職業再教育局の設置

戦傷者の職業再教育及就職に就ては、南阿聯邦政府は何等の施設をなさず、個人又は地方の任意的施設に委せてあつたが、ケーブタウン共他敷地方には地方職業再教育局が設置されて、職業再教育と職業斡旋に關する施設を有して居つた。

一、ヨハネスブルグ救護協會の施設

一九一七年ヨハネスブルグ救護協會は正式に歸還兵救護團體として改組され、各歸還兵の能力調査、教育課目等に對する計畫を樹立した。職業再教育に關する訓練は工業學校或は公私の工場に於いて行はれた。

尙雇主に對しては、戦傷者の就職に付聯絡をとり特に協力を依頼する所があつた。

三、ロンドン南阿陸軍病院の施設

義肢を必要とする傷者は治療後ロンドン南阿陸軍病院に移送された。

入院患者は嚴重なる軍紀に服従し、職業再教育の履修を奨励し、志願者相當の數に上つた。入院當初に於て患者を

- (一) 勤勞に堪えざる者
- (二) 勤勞の能否未定の者
- (三) 勤勞に堪える見込ある者

の如く區分して、何れに屬する者も能ふ限り入院當時より再教育可能たらしむべく更に治療を施し、作業は恢復期の初期より開始することとした。

再教育の課目は廣範圍に亘つて居つたが其の中の主なるものは、簿記、速記術、タイプライティング、事務員養成、金屬作業、大工指物術、電気作業、据附機關運轉術等である。

之等の生産品は充分規準に到達したものであつた。退院後も構内に收容所があつて訓練が續けられた。

昭和十二年十二月二十二日印刷
昭和十二年十二月十三日發行

社會局臨時軍事援護部

東京市京橋區深町三丁目十六番地
印刷人 篠 倉 政 一

東京市京橋區深町三丁目十六番地
印刷所 第一印刷所
電話京橋(55)三三〇六番
三〇三六番
六〇三五番